

報告第20号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 63,676円

相手方 徳島市川内町在住の女性

事故発生年月日 平成29年10月16日

事故発生場所 小松島市日開野町字勝久25番地先横断歩道

### 事故の概要

前方を走行する相手方車両の左折時、その急ブレーキに対応できず、相手方車両後方部右側面と、公用車前方部左側面が接触したものの。

平成29年11月6日 専決第11号

小松島市長 濱田 保徳